

旅館業法施行条例第2条第1項に規定する知事が指定する施設（平成18年岩手県告示第290号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設のうち青少年教育施設、スポーツ施設及びへき地保育所	2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設のうち青少年教育施設、スポーツ施設、 <u>勤労青少年ホーム</u> 及びへき地保育所
7 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の6第3項</u> に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設	7 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号） <u>第15条の7第3項</u> に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設
8 <u>勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第1項に規定する勤労青少年ホーム</u>	
9 <u>独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号）第11条第1項第1号</u> に規定する <u>青年の団体宿泊訓練のための施設</u>	8 <u>独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号</u> に規定する <u>青少年研修のための施設</u>
10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園（ <u>認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）第2条第5項</u> に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）	9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定により認定を受けた地方裁量型認定こども園（ <u>認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）第2条第4項</u> に規定する地方裁量型認定こども園をいう。）
備考 改正部分は、下線の部分である。	